

(5) (財) 青森県出稼協会

【担当：藤田委員 杉澤委員 小野寺委員】

1 法人の概要及び前回評価・提言の要旨

(1) 法人の概要

代表者	理事長 成田栄子（青森県副知事）		
設立年月日	昭和54年5月2日		
役員・従業員	理事14人、監事3人、正職員7人（うち県職員兼務4人）		
基本財産	100,000千円（うち青森県からの出捐80,000千円）		
主な出資者又は出捐者	平成14年2月現在		
	出捐者	出捐額(千円)	出捐割合(%)
	青森県	80,000	80.0
	市町村	20,000	20.0
主な業務	事故見舞金の給付事業、グループリーダー就労問題打合せ開催事業 留守家族激励訪問事業		
主な収入	負担金（加入者掛金、市町村負担金 等）、補助金、		

(2) 前回の評価及び提言の要旨

委員会は、「平成11年度青森県公社等経営委員会検討結果報告書」（平成12年3月）をとおして、当協会に対して、以下のような旨の評価と提言をした。

ア 委員会の前回の評価の要旨

委員会は、下記の2つの事項が当協会の事務局に理解され、確認されたことを評価した。

(ア) 近年の出稼労働者数の急激な減少により、事故見舞金給付事業の加入者も減少し、財務基盤も弱くなりつつあり、運用積立金残高も減少していること、並びに社会経済状況の変化により、当協会設立当初に比較して各種保険等の社会保障制度も充実していること、さらに、平成13年度からは県が本格的に出稼者解消事業を実施すること等も考慮し、同事業の運用積立金残高が約3,000万円になると予想される前年度において、同事業の廃止を検討すること。

(イ) 同事業は当協会の業務量の大半を占めていることから、同事業が廃止された場合には、当協会存続の意義もなくなるがゆえに、当協会の廃止も併せて検討すること。

イ 委員会の前回の提言の要旨

(ア) 当協会が、近年の事故見舞金給付事業加入者減や近年の各種保険制度を含む社会保障制度の充実や県の出稼者解消事業実施等に鑑みて、同事業廃止検討基準（同事業の運用積立金残高が約 3,000万円になると予想される前年度において同事業の廃止を検討するという基準）並びに当協会の廃止について、よく論議し、一定の結論を出すことができるように、当協会の事務当局は、当協会とその関係機関に働きかけなければならない。

(イ) 留守家族激励訪問事業は、情報通信手段の発展・多様化や高速交通体系の整備による移動時間の短縮等の社会経済環境の急速な変化があり、また、訪問場所が一部の大都市に限られていること等から、その役割が薄れてきており、同事業の廃止を含めた同事業の見直しを検討すべきである。

2 今年度の検討結果の評価と所見

委員会は、当協会に対する前回の評価・提言以降の当協会を取り巻く経営環境に照応して、当協会の中長期経営計画に基づく経営改革の実績と、県当局の当協会に対する結論を検討した結果、以下の所見に達した。

【県の当協会廃止決定】

近年の事故見舞金給付事業加入者減や近年の各種保険制度を含む社会保障制度の充実等を考慮した委員会の当協会に対する平成11年度の提言（事故見舞金給付事業廃止検討基準並びに当協会廃止検討）や県の行財政を取り巻く厳しい環境等に配慮して、当協会を本年度（平成13年度）限りで廃止することを県が平成13年9月27日に公表したことは、委員会として高く評価するものである。

ただ、当協会廃止後も事故見舞金給付事業を存続させる意向であるが、同事業の存続に際しては、県や市町村の財政が逼迫化していることや、事業の財政基盤が弱体化してきていること等に配慮した事業の見直しが必要である。